

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付要綱

(令和6年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市民公園周辺のにぎわいを創出し、地域活性化及び地域の価値向上に寄与することを目的として、既存建築物又はこれに附属する工作物等を活用して、新たに店舗を開業する個人又は法人に対し、予算の範囲内において各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定路線 別図に示した路線をいう。
- (2) 対象施設 指定路線に接続した敷地内において、令和6年4月1日前より存する建築物又はこれに附属する工作物等をいう。
- (3) 店舗整備事業 次に掲げる要件を全て満たす店舗を開業するため、対象施設の改装、修繕等の工事を行う事業をいう。ただし、令和6年4月1日以後に当該工事に着手するものに限る。
 - ア 商品又はサービスの提供を行う店舗であって事務所でないこと。
 - イ 業種が別表第1に掲げる業種でないこと。
 - ウ 地域の多様な人の交流及びにぎわい創出に貢献すると認められること。
 - エ 具体的な事業計画が作成されていること。
 - オ 1年以上の経営継続が見込まれること。
- (4) 店舗賃借事業 前号アからオまでのいずれにも該当する店舗の用に供する対象施設又は当該店舗の利用者用の駐車場敷地を賃借する事業をいう。ただし、令和6年4月1日以後に当該店舗を開業する場合に限る。

(補助事業)

第3条 補助事業は、店舗整備事業及び店舗賃借事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 店舗整備事業 次のいずれにも該当する者

ア 対象施設を活用し、新たに店舗の開業を予定している者又は当該店舗を開業した者（第7条の規定による協議を開始した日において、開業の日から起算して12月を経過していない者に限る。）であること。

イ 市区町村税の滞納がないこと。

ウ 店舗の業種が許認可、資格等を必要とする場合にあっては、当該許認可、資格等を取得し、又は取得することが確実と見込まれること。

エ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(2) 店舗賃借事業 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 店舗賃借事業初年度 次のいずれにも該当する者

(ア) 前号アからエまでのいずれにも該当すること。

(イ) 補助事業者（法人にあっては、その法人の代表者をいう。以下この（イ）において同じ。）及び共同経営者（補助事業に係る店舗の運営について補助事業者と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、賃借する対象施設又は当該店舗の利用者用の駐車場敷地の所有者（法人の場合にあっては、その代表者）と生計を一にする者又は2親等以内の親族でないこと。

イ 店舗賃借事業2年度目 次のいずれにも該当する者

(ア) 前年度に店舗賃借事業に係る補助金の交付を受けている者で、当該補助金の交付を引き続き受けようとする者（以下「継続申請者」という。）であること。

(イ) 前号イ及びア（イ）に該当していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とならないものとする。

(1) 規則第3条の3各号のいずれかに該当する場合

(2) 補助事業について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

(3) 国又は県その他の地方公共団体から、この補助金と同様の趣旨の補助、助成等を受け、又は受ける予定がある場合

(4) その他市長が適切でないと判断した場合

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率

及び補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表第2に掲げる補助事業の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助限度額を上限とする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請（以下「交付申請」という。）前に、あらかじめ事業計画書（様式第1号）を市長に提出し、都市建設部都市活力創造課職員と申請内容について協議をし、かつ、その協議を完了させなければならない。ただし、継続申請者については、この限りでない。

（交付の申請）

第8条 申請者は、各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）誓約・同意書（様式第3号）

（3）補助対象経費の内容、見積金額等が確認できる書類

（4）店舗の業種が許認可、資格等を必要とする場合にあっては、当該許認可、資格等の取得していること又は取得が確実であることが確認できる書類

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続申請者は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 市長は、交付申請を先着順により予算の範囲内で受け付けるものとする。ただし、継続申請者については、この限りでない。

（交付の決定）

第9条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の審査に当たって知見を有する者として次に掲げるもののうちいずれかに意見を聴くものとする。

（1）指定路線を含む区域で主に活動する都市再生推進法人

(2) 各務原商工会議所

3 市長は、第1項の交付の決定をしたときは、各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の交付の決定に当たり、規則第6条に規定するもののほか、次に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情がある場合を除き、補助事業に係る店舗を交付の決定の日から1年以上継続して経営すること。

(2) まちづくりの視点を持って、地域住民と良好な関係を構築し、かつ、行政機関及び関係団体との連携に取り組むこと。

(実施報告等)

第11条 店舗整備事業を完了した者は、各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金実施報告書兼請求書（様式第5号。以下「報告書等」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該店舗整備事業が完了した日（交付の決定の日において既に完了しているものにあつては当該日）から起算して30日を経過した日又は当該店舗整備事業を完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払を証する書類

(2) 店舗整備事業を実施した箇所の完了前及び完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 店舗賃借事業を完了した者は、報告書等に次に掲げる書類を添えて、当該店舗賃借事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 店舗賃借事業に係る賃貸借契約書の写し

(2) 補助対象経費の支払を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告書等の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額を確定した後、速やかに補助金を支払うもの

とする。

（証拠書類の保管）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経理とそれ以外の経理を明確に区分し、その収支の状況を明らかにして、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（手続の統合）

第 14 条 規則第 19 条の規定により、規則第 11 条の規定による補助事業の実施報告及び規則第 14 条第 2 項の規定による補助金の交付の請求を統合するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1	金融業、保険業
2	医療、福祉
3	教育、学習支援業のうち学習塾
4	卸売業、小売業のうち自動販売機による小売業
5	次に掲げるサービス業等 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業 （2）易断所、観相業、相場案内所 （3）競輪・競馬の競走場、競技団 （4）芸妓業、芸妓幹旋業 （5）場外馬券売場、場外車券売場、競輪競馬等予想業 （6）興信所（専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査を行うものに限る。） （7）集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものは除く。） （8）宗教 （9）政治・経済・文化団体

備考 日本標準産業分類に準拠するものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

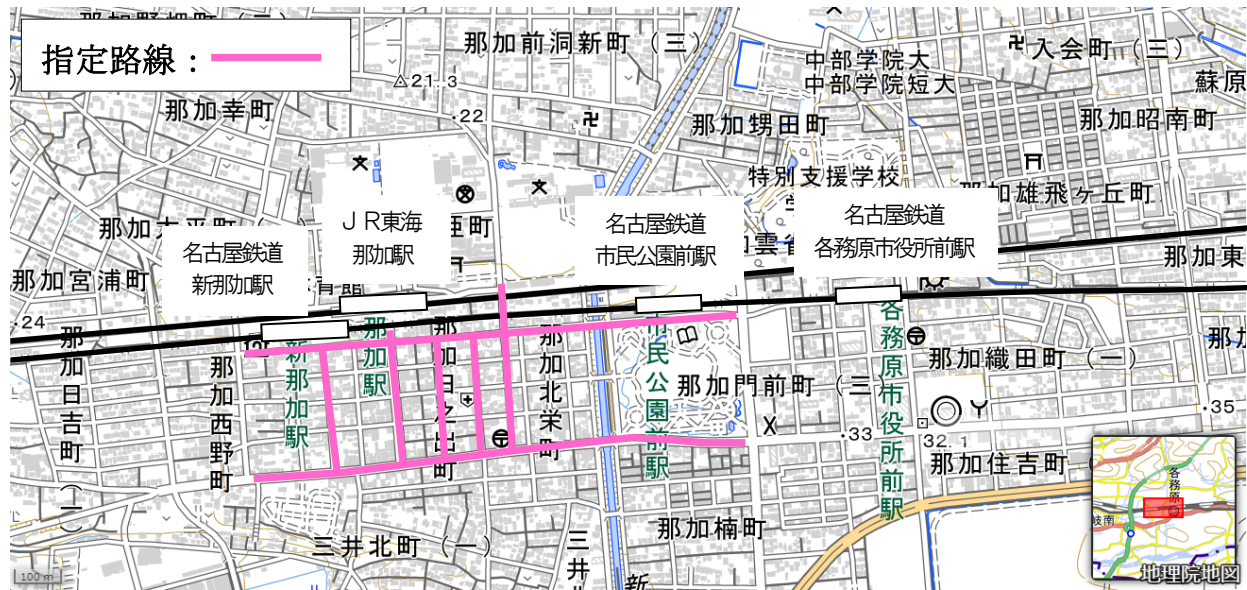
区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗整備事業	工事費、修繕費及び設計費	2 分の 1 以内	200 万円

店舗賃借事業	店舗の開業の日が属する月の翌月から起算して12月目までの家賃、共益費等（保証金、敷金等の預託金、礼金及び仲介手数料その他実費を除く。）及び当該店舗の利用者用の駐車場敷地に係る賃借料	3分の1以内	1月当たり5万円
--------	--	--------	----------

備考

- 1 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 2 店舗兼用住宅にあっては、店舗部分に係る費用とそれ以外に区別し、店舗部分に係る費用のみを補助対象経費とする。
- 3 店舗の利用者用の駐車場敷地に係る賃借料が、店舗敷地に係る賃借料に含まれるときは、当該駐車場敷地部分に係る費用を面積^{あん}按分によって算出し、補助対象経費とすることができる。

別図（第2条関係）



年 月 日

（宛先）各務原市長

事業計画書

事業計画者	氏名 住所		
対象施設所在地	各務原市 那加		
開業(予定)店舗の概要			
賃貸人（所有者）	氏名 住所		
賃借料 円/月		賃借期間	
工事(予定)期間		店舗開業(予定)日	
事業に必要な許認可・資格	名称： 取得日又は取得見込日： 年 月 日		
起業動機			
事業に係わる経歴 （勤務先や担当業務、年数等）			
商品内容、営業時間、ターゲット、競合・市場状況等			

従業員配置計画	
取引先・仕入先計画	
必要資金及び資金調達方法	
地域のにぎわい創出・価値向上について	地域の多様な人の交流及びにぎわい創出への貢献についての考え方
	まちづくり、地域住民や行政機関、関係団体との連携についての考え方

添付書類

- ・対象施設の位置図
- ・対象施設の事業前及び事業後平面図
- ・対象施設の事業前写真
- ・収支計画書（1ヵ年の事業の見通し）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所
氏名

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付申請書

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金の交付を受けたいので、各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 交付申請額	金	円
〔 内訳	店舗整備事業	金 円
	店舗賃借事業	金 円

算出根拠は下表のとおり (単位：円)

区 分	① 補助対象経費	② 対象経費×補助率	③ 限度額	交付申請額 (千円未満切捨て)
店舗整備事業	円	① × 1/2	2,000,000 円	②か③いずれか少ない方 円
店舗賃借事業	円/月	① × 1/3	50,000 円/月	②か③いずれか少ない方×申請年度 末までの対象月数 円
	店舗開業(予定)日： 年 月 日			

※ 店舗賃借事業の交付対象期間は、開業の日の属する月の翌月から起算して12月間です。
10月に開業した場合、初年度の対象月数は11～3月の5月間、次年度の対象月数は4～10月の7月間の合計12月間となります。

店舗整備事業経費内訳 (単位：円)

区 分		金 額	積 算 内 訳
対 象 経 費			
	計		

対象外経費			
	計		

誓 約 ・ 同 意 書

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金の交付申請を行うにあたり、下記事項について誓約し、及び同意します。

記

誓約・同意事項	誓約・同意する場合にチェック	
	店舗整備事業	店舗賃借事業
賃借する建築物若しくはこれに附属する工作物等又は店舗の利用者用の駐車場敷地の所有者と、生計を一にする者又は2親等以内の親族ではありません。 共同経営者がいる場合は、共同経営者についても、当該所有者と生計を一にする者又は2親等以内の親族ではありません。		☐
国又は県その他の地方公共団体から、同様の趣旨の補助、助成等を受けておらず、受ける予定也没有ありません。	☐	☐
虚偽その他不正な行為により交付を受けたことが判明した場合、補助金の全部又は一部を返還します。	☐	☐
市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応じます。	☐	☐
申請者である個人又は法人は暴力団等（各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。）ではありません。また、市長が必要と認めた場合に、暴力団等であるか否かの確認のため、警察署に照会することについて同意します。	☐	☐
申請に係る審査を行うに当たり、市が市区町村税の納入状況を調査することについて同意します。	☐	☐

以上

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所

氏名（自署）

※法人の場合は法人名及び代表者名（自署）を記入すること。

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付決定通知書

各務原市指令第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長 印

年 月 日付けで申請のあった各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

補 助 年 度	年度
交付決定額	円 (内訳) 店舗整備事業 円 店舗賃借事業 円
交 付 条 件	1 補助事業に係わる店舗を交付の決定の日から1年以上継続して経営すること。 2 まちづくりの視点を持って、地域住民と良好な関係を構築し、かつ、行政機関及び関係団体との連携に取り組むこと。 3 補助金について、目的又は用途に反する不当な支出があったとき、又は虚偽その他不正な行為により交付を受けたことが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 4 補助事業の内容の変更・中止・廃止をする場合においては、市長の承認を受けること。 5 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。

年 月 日

(宛先) 各務原市長

請求者 住所
氏名

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金実施報告書兼請求書

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の実施の結果を報告します。また、補助金の額の確定通知があったときには、補助金の交付を請求します。

1. 補助事業実施報告

(店舗整備事業)

区 分		金 額 (円)	積 算 内 訳
対 象 経 費			
	計		
対 象 外 経 費			
	計		
請 求 金 額			補助率 2 分の 1、限度額 200 万円

(店舗賃借事業)

区 分	金 額 (円)	備 考
補助対象経費	円	
請 求 金 額	円	補助率 3 分の 1 限度額 5 万円/月

期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
--------	------------------	--

2. 補助金交付請求

補 助 年 度	年度
請 求 金 額	円 (内訳) 店舗整備事業 円 店舗賃借事業 円
交付指令年月日等	年 月 日 第 号
交 付 決 定 額	円

3. 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 金庫 本店 支店 農協 組合 出張所
預 金 の 種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

各務原市民公園周辺地区店舗開業支援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長 印

年 月 日付けで実施報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交 付 確 定 金 額	円
補 助 年 度	年度
交付指令年月日等	年 月 日 第 号
交 付 決 定 金 額	円